

森林吸収源・生物多様性保全検討会 議事録

記録：古市 / 校正：C

1 日時 : 平成 26 年 6 月 6 日 (金) 10:00~12:00

2 場所 : フォレストック協会セミナールーム

3 出席者 :

速水 亨 (座長) 速水林業 代表
鮎川ゆりか 千葉商科大学政策情報学部教授
小野寺 浩 千葉大学客員教授 東京大学特任教授
加賀谷 廣代 コクヨファニチャー(株) 環境事業 TCM タスク
加藤 鐵夫 一般社団法人 日本森林技術協会理事長
桜井 尚武 元日本大学生物資源科学部森林資源科学科教授
白石 則彦 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
本郷 浩二 (オブザーバー) 林野庁森林整備部長
山岡 由佳 (オブザーバー) 経済産業省産業技術環境局環境経済室係長
石黒 路明 代表理事
山本 恵一郎 代表理事
浜家 拓也 理事

主要発言 :

① フォレストック協会 2013 年度業務報告概略

- A : ニチレイなど企業の活用例は多様に増えており、認定森林も増えている。認定林は更なる拡大増加が見込める。
- B : 電子書籍市場への売り込みに期待している。
- B : 日本水フォーラムでの提携活動に特に注目してほしい。水インフラ全体を民間活力で支えようという大きな構想である。弊社の水と緑の事業は順調に進展しており、この 6 月に自治体議会にかかるケースが複数あり、決定され大きく進展する段階である。付随して自治体の水源林を水道料金収入以外の方法で保全するために、これをフォレストック認定森林として認定が増加することが期待される。そのように CO2 クレジットを認定された場合、森林ごと買い上げて貰えることが期待できる。
- A : 監査体制として監査法人トーマツの監査を受けており、適正意見を受けている。業務の継続性を担保するためにマニュアルが作成され、システムデータのバックアップを行っている。人材強化として「士」業の 2 名を採用した。人材募集も多数の応募があり、ソーシャルビジネスに対する世間の関心の高

まりを感じた。事業環境は整いつつある。

D : 世界的な水ビジネスの活発な動きの一部に見えた。期待している。

② 2012 年以降の主な規定集・評価基準の更新点

A : これまでの修正、今までの 3 度の更新は実務上必要な調整対応・想定外の事態への規程集の補足明確化を有識者実務者に相談した上で修正したもの。

C : 最終頁にある今後の規定の更新予定である認定再取得と最終モニタリングは、来年 4 月から認定期間満了を迎える森林があるために必要となる規定。ここで意見を聞き来週 12 日の実務者会議での議論の後、新しい規定を固め規程集を更新する予定。その議論の中で調査プロット数の減少という案が実務者より提案があったので提示したい。ちょうど昨日 SGEC 森林認証の理事会があり、そこでの認証機関向け資料（配布資料）で、調査プロット数削減の方向が示されている。その説明としては、コスト安のためという理由でなく、あくまで過剰なプロット数を適正な数にしていくというスタンスが取られている。本日はこの論点について意見を聞き集約して来週の実務者会議に諮りたい。

D : 再認定以外の件で質問はあるか。

D : 資料 p 6 の自己販売型でのクレジットの無効化に係る改正の趣旨は、協会のリスク回避ということか。

B : 確定していない算定段階のクレジットが売られる余地があり、存在しないクレジットが売られると制度への信頼を無くす恐れがある。その防止とその代金が協会管理下にないため、補填用クレジットの調達費用負担が協会にかからないためのものである。

A : 従来契約書にあったものであり、ルールの不備というものではない。

D : その上の管理登録費についての趣旨はどうか。

B : 該当するケースが出るようになったので、他森林の不公平の是正のため。自己使用でも使うなら事務負担がある以上管理登録費が必要。例えば大和ハウスの例がある。

D : p 7 の改正に関連して確認したいが、J-VER は間伐促進目的でスポット単位であるのに対し、フォレストック認定はエリア単位で森林管理促進目的である。つまり、J-VER のスポットと分離が可能な条件でその部分でフォレストック認定できるということと考える。J-VER とフォレストックのクレジットでダブルカウントはないのか。

B : その通りだ。ダブルカウントはない。

D : 誤解されないようダブルカウントはない旨を規定に明示することが重要と考える。

- D : それで g あは再認定について重要な論点なので、出席者の意見を求めたい。
- E : プロット数の削減とは既に調査済の森林については、過去の新規取得時に例えば 20 か所のポイントで調査していたのを、再取得時には 10 箇所にするようなイメージか。
- B : そうだ。新規認定の際は詳細に調査し、定時モニタリングはヒアリング中心に簡易なテストで大きな変更が生じていないかヒアリング中心に調査している。しかるに 5 年たったのであるから継続して再認定する場合は同じ森林であっても認定調査は必要なものの、新規認定より、それより簡便にできるかもということで、もちろん、新規認定と同様にすべきという論もあることは承知している。この点について意見をいただきたい。
- D : 初回はどういう基準で選定し箇所数を決めているのか。
- B : 評価基準書 24 ページに規定されている。
- F : 対象面積や位置といった前提が不変であることが大前提だろう。
- F : 定時モニタリングというのは、大した調査はしていないのでないか。
- B : 定時モニタリングは森林に大きな変化がないかヒアリング等で外形概況を把握する目的のものだ。森林に大きな変化があるときは、臨時モニタリングで詳細な調査をする。
- E : 新規調査での協会の評価基準の 24 か所という数は統計的に少ないのではないか。
- D : 算定数は森林簿ベースにした上での確認ということで、この数で足りるということか。
- B : そういうことではない。森林簿の調査のように樹種別に詳細に調べるようなことはしていない。フォレストストックの調査は森林管理レベルの状況を地点毎に把握し、全体として管理レベルを評価するものだ。
- B : SGEC のように森林簿の確認、森林管理の状況を現地で外観で把握するものと、フォレストストックの調査での CO2 吸収量と生物多様性の調査では目的が違い、我々の方が手間とコストが必要であることを理解してほしい。
- F : 計測ポイントは前回と同じか、変わるのか。そういう点についてのルールはあるのか。
- B : ルールはない。認証機関により異なるルールとなる可能性がある。
- F : 制度趣旨からランダム選定をルールとすべきと思う。
- D : 気になる点は間伐で太い木から切っていく優性木間伐だと、森林の遺伝子が劣化していく。面積が変わらなくても成長力が劣化すれば吸収力は回復せず CO2 吸収量クレジットに影響が出る。よって、間伐の状況を現地で何箇所か見て確かめる必要がある。書類上の確認でもいい。森林簿があるので把握されているはず。通常の場合、林業家は質問されれば間伐が列状間伐か優性

木間伐か劣性木間伐か答えるはずだ。悪意ある林業家が虚偽申告する可能性もないとは言えないので、認証機関にリスクを周知してもらい怪しいと思ったら現場を見て調べてもらうように注意喚起したらどうか。

- B : 今の指摘は重要なので、更新時のチェックポイントとして規定に織り込んでいきたい。
- G : そのリスクをチェックポイントとして確認し、山全体の状況を見るために現地に行くべきだ。間伐率が大きいならより注意が必要になる。
- H : 間伐のリスクが大きいのは同意だ。対応すべき。
- E : プロット数の話に戻すが調査ポイント数縮小は、調査費用コストダウンのためでなく、統計的にも十分だからと過剰な数は減らそうというロジックで記述する必要があるだろう。ただ、過剰という言葉は使わない方がいい。例えば 95%の信頼性許容される数値基準のギリギリまで下げたという形がいい。
- D : 現地調査手法として、フォレストックでは、1本1本の調査はしない一方、すべてのポイントに赴く、地面を掘ったり、植物の種類をカウントしたりする。これらはF S Cの調査手法とは異なる。F S Cの調査は単純でプロット数でコストが増えない。調査サンプルが少ないという議論があるが、フォレストックとS G E CやF S Cは制度目的が違うのでサンプル数の単純比較の意味はあまりないのでないか。フォレストックはあくまで森林全体の状態把握の調査だ。その辺の趣旨と目的を認証機関の現場実務と十分に摺合せを行い共有すれば合意イメージに近づくと考える。制度信頼を保ちつつ負担を減らしてもらいたい。
- B : フォレストックの調査への理解につき、各種森林認証の目的の違いを森林側に理解してもらおう周知が必要だ。
- D : フォレストックの目的のCO2吸収量クレジットの調査について、森林の成長性とお金への換価性が高いので調査が厳しく手間とコストがかかるのは理解できる。F S CやS G E Cとのサンプル数の比較議論に巻き込まれるべきでない。
- E : サンプル数の件だが、森林のスポット地点は、平地と異なり場所が変われば地形に統計的同質性がなく全て異なるので、単純に90%信頼性とかの統計的サンプル数を適用できないと考えていいのでないか。実務的には現場に応じて1か所でなくケースバイケースに2カ所や3カ所以上などの複数個所で観測者が納得できれば良しという感じだろう。
- B : 新規調査実務では、規定より多くのサンプル数がとられている。それは認証機関側のリスクヘッジでもあり、十分な心証をえるためでもある。新しいルールで必ずサンプル数が減るという訳ではない。ケースバイケースというのは同意見だ。

- I : 福島原発事故での放射能による森林汚染は評価項目にないのか。
- B : 直接に評価項目としていないが、汚染により持続的に森林施業が適切に行えない高汚染森林は結果的に認定から外れることになり、問題はないと考えている。そのような事態が生じた場合は協会に届けなければいけない規定があり、現行の仕組み上問題はないと考えている。A : 従来契約書にあったものであり、ルールの不備というものではない。また、クレジット購入者はどの森林のクレジットを購入するか選べる。
- D : 福島県の高汚染森林では、人が入る部分だけ除染している。それ以外は過剰投資となるため除染せず、汚染の自然減少を待っている。また、人の入れる低汚染森林の木材は人体に問題ないことが確認されているので安全だと考える。よって施業されている森林について放射能汚染の評価をすることは森林所有者の不要な心配を煽るのみでデメリットしかないと考える。また、水源林について、水に含まれるセシウムだが、粘土にくっついて土砂に残るため、きちんと土砂を排除すれば水のセシウム汚染は避けられる。サンプル数の議論だが、SGECとは調査手法目的が全く違うので、実務者会議でも議論に絡めない方がいいだろう。
- A : 来週の認証機関との話し合いでは、SGECとの比較に拘泥しないこと、CO2クレジット制度の特殊性を考慮すること、具体的には山全体の間伐率と間伐手法の確認をルールとするよう認証機関と議論し、整理した上でこのようなルールとしたいという案を再度報告したい。

③ 新しい取り組み

- B : 消費者が生活の中において、森を守る意識に変えていきたいと考えている。生物多様性もCO2吸収権同様に何らかの価値に変えていきたい。花粉症もそうだが、消費者が森林に意識を向ける十分なインセンティブになる。
- F : これから日本の人口減少時代で、安価な労働力が大量にあった人口ボーナスのボーナス期が終わりつつあるのが日本の現状で、国土も森林保全の仕組みも軟着陸が課題。花粉森林の伐採と再造林するしかない。国土の軟着陸の一環として花粉発生の人工林を花粉の飛ばない人工林に変えていく意義は大いにある。花粉症プログラムだが、社会の潜在的ニーズは大きい。花粉症医療費4,000億円で、森林木材売上は2,000億の規模だ。これを逆転させたい。
- H : 生物多様性クレジットはいいアイデアだが、大学授業でも分かったが、具体的ルールは難しそう。花粉症も同じ。
- J : 生物多様性条約では、生態系から個々の生物種の絶滅というポイントに光を当てたことに意義がある。生物多様性のアピールは悩みどころだったが、動物はアピール性が高く、猛禽類などは特に高い。1村1品運動ならぬ1森林

1種運動のようにシンボルにできるような動物を定め、それを残すことを目標とすると運動も明るくなり、皆が入りやすくなるのではないか。それが大事だと思う。

- E： 生物多様性には森林環境が変わっていないことが大事だ。森林毎に目玉シンボルの動物があるといい。それが生きてる限り変わってないという目印になる。これをクレジット化してはどうか。
- D： 花粉症プロジェクトには、再造林すれば再び花粉が出るのでないか。循環の思想を入れていくべきだ。100年スパンなどで森林の樹種を花粉の出ない種に入れ替えをするイメージなど。
- I： 花粉の少ない種もある。
- C： 長期的には循環していくつもりだ。
- E： 花粉症プログラムのために伐採した木の使用目的も大切だろう。
- D： どこからも突かれぬよう、信用問題にもならない、制度設計をしてもらいたい。

まとめ

- A： 新制度・基準については、サブ部会のようなものを作らせて頂きたいと考えている。その節は参加をお願いしたい。

以上